

労働審判の弁護士費用

労働審判事件の対応を当事務所にご依頼いただいた場合の弁護士費用は、次のとおりです。

1 顧問料（月単位。事件が終了した時点で顧問契約も終了させることができます。）

5万円（税別）／月

2 着手金

| 請求金額 | 着手金（税別） |
|----------------|---------|
| 1円～500万円 | 30万円 |
| 500万1円～1000万円 | 40万円 |
| 1000万1円～2000万円 | 50万円 |

※ 記載がない金額については、当事務所の弁護士費用規程によります。

3 報酬金

0円

4 実費

郵送費，交通費等

【具体例】

東京地裁本庁での労働審判手続で、請求金額が300万円で、ご依頼から2か月で解決し、かかった実費が1500円、消費税が8%の場合の弁護士費用等は次のようになります。

顧問料5万円（税別）×2か月＋着手金30万円（税別）＋実費1500円

＝10万8000円＋32万4000円＋1500円

＝合計43万3500円

※ 代表弁護士藤田進太郎を主担当とする場合、東京地方裁判所本庁以外の労働審判事件、訴訟に移行した場合などは、追加の弁護士費用がかかります。